概要(事前分析表のポイント)

施策目標皿-3-1

被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと

【概要】令和4年度事前分析表(施策目標Ⅲ-3-1)

基本目標皿: 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標3: 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること

施策目標1: 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する

給付金等の支給を行うこと

現 状 (背景)

1. 労災補償の現状

- ・ 令和2年度の労災保険給付の新規受給者数:65万3,355人
- 令和2年度の精神障害事案の請求件数は2,051件、決定件数は1,906件
- それぞれの経年変化は別紙のとおり。



課 題 1

毎年度多くの新規請求が寄せられ、特に過労死等事案の中には調査事項が多岐にわたり判断が困難な事案も多いが、被災労働者等の迅速な保護を実現するため、迅速かつ公正な決定を行う必要がある。



達 成 目 標 1

労災保険給付における請求から決定までの所要日数の短縮



【測定指標】太字・下線は主要な指標

- 1 労災保険給付の請求から決定までの所要日数 (アウトプット)
- 2 精神障害事案の請求から決定までの所要日数 (アウトプット)

2. 石綿にばく露した建設業務労働者等に対する給付金等の支給

・「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令和3年法律第74号。以下「給付金法」という。)が成立し、令和4年1月19日以降、同法に基づく給付金等の支給を開始している。



課 題 2

最高裁判決等で国の責任が認められ、給付金法に基づく給付金等の支給を開始しており、同法に基づく給付金等の支給を円滑に行い、その損害の迅速な賠償を図る必要がある。



達成目標2

給付金法に基づく給付金等の円滑な支給



【測定指標】 【参考指標】

設定なし

給付金等の支給件数

確認すべき主な事項(事前分析表)

| 背景•課 | 題について |
|------|---|
| 1 | 施策目標の実現に向けて、どのような課題があるかを過不足なく記載できているか。 |
| , | (注1) 課題の分析に漏れがあると、その後に続く、達成目標の設定が不十分となる可能性あり。 |
| 達成目標 | 票について |
| 2 | 課題に対応した達成目標を設定できているか。 |
| 3 | 施策目標の実現に向け、適切にブレイクダウンできているか、抽象的なものとなっていないか。 |
| 3 | (注2) 達成目標に含まれる内容が多すぎる場合は、適宜分割をすることも要検討。 |
| 測定指標 | 票、参考指標について |
| 4 | 達成目標の進捗度合いを測定する指標として、合理的な指標が設定されているか(達成目標と測定指標の関係性は明確か)。 |
| | 測定指標はアウトプットとアウトカムの双方が設定されているか。 |
| 5 | (注3) 最終的なアウトカムだけでなく、アウトプットと直接的な関係性のある短期的なアウトカムや、最終的なアウトカムを実現するための中 期的なアウトカムを設定することが望ましい。 |
| 6 | 測定指標のうち「主要な指標」とそれ以外の指標が区分されているか。また、「主要な指標」とする理由は明確で、適切に選定されているか。 |
| 7 | 当該年度の目標値が記載されているか。 |
| 8 | 目標値は過年度実績や最終目標年度の目標値を踏まえ、適切な水準に設定されているか。 |
| 9 | 指標の入れ替えが行われている場合、その理由について説明されているか。 |
| 10 | 目標値を設定することは困難だが、実績値を経年的に把握することで、評価の参考となる情報について、参考指標として設定されているか。 |
| 達成手段 | 段について |
| 11 | 測定指標と関連する達成手段数がOとなっていないか。 |
| 12 | 達成目標と関連する達成手段が多数になっているなど、達成目標と達成手段との関係が複雑な構造となっていないか。 (注2)参照 2 |

労働者災害補償保険制度について

背景•趣旨

- 〇労災保険は、労働者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をするために保険給付を行い、あわせて被災 労働者の社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与 することを目的としているもの。
- 〇労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしているもの。

概要・仕組み

- 〇労働者災害補償保険法により、労働者を使用するすべての事業に適用^{※1 ※2}
- ○費用は、原則として事業主の負担する保険料※3によって賄われ、労働保険特別会計労災勘定によって経理。
 - ※1 ただし、農林水産の事業の一部は、暫定的に任意適用事業となっている。
 - ※2 労働者以外の者でも、業務の実態、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて労災保険により保護するにふさわしい者に対し、特別の手続(任意)により加入を認め、その業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害について労働者に準じた保護が与えられている(特別加入)。
 - ※3 保険料率は、事業の種類ごとに定められているが、事業の種類が同一であっても、個々の事業ごとに収支率(保険料額に対する保険給付額と特別支給金額の合計の割合)をみて、最大40%の範囲内で業務災害に係る保険料率(額)が増減される(メリット制)。

[主な保険給付]

療養補償給付(必要な療養を給付)、休業補償給付(休業1日につき給付基礎日額 の60%を支給)、障害補償給付(障害が残った場合に年金又は一時金を支給)、遺族補償給付(遺族に対し年金又は一時金を支給)※5

- ※4 給付基礎日額・・・原則として、給付事由発生日以前の直近3か月の平均賃金。
- ※5 これらに加えて、特別支給金を支給する。

〔社会復帰促進等事業の概要〕

社会復帰促進事業・・・後遺障害に対するアフターケアの実施、義肢・車いす等の支給等

被災労働者等援護事業・・・高齢被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給等

安全衛生確保等事業・・・第三次産業労働災害防止対策支援事業、産業保健活動総合支援事業費補助金、

基本データ

〇保険料収入

〇保険給付等

〇適用事業場数 約291万事業場(令和2年度末)

〇新規受給者数 653,355人(令和2年度)

8,653億円(令和2年度)

未払賃金の立替払事業

8,630億円(令和4年度予算)

〇適用労働者数

〇年金受給者数

〇保険料収納率

〇社会復帰促進等事業

約6,134万人(令和2年度末)

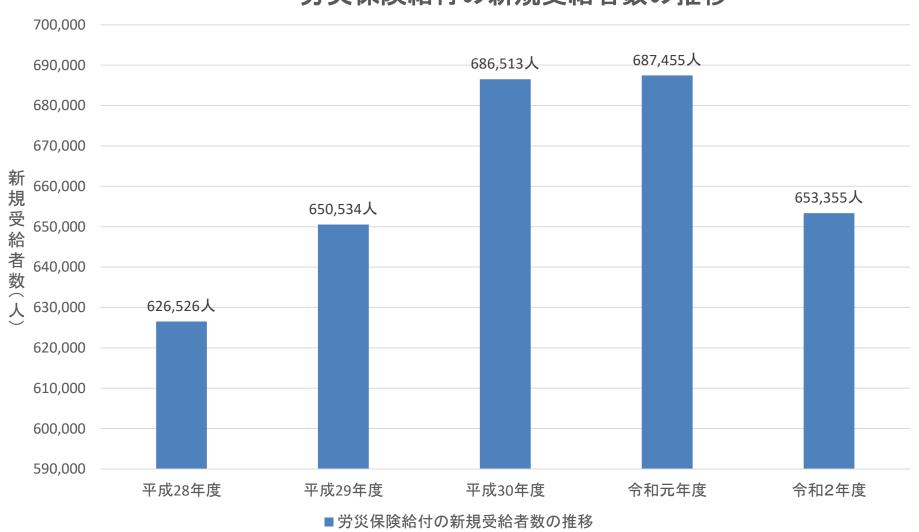
197,427人(令和2年度末)

98.0% (令和2年度)

941億円(令和4年度予算)

【別紙】各種指標の経年変化①

労災保険給付の新規受給者数の推移



【別紙】各種指標の経年変化 ②

過労死等労災補償の経年変化

脳・心臓疾患に係る労災請求件数の推移

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 件数 | 825 | 840 | 877 | 936 | 784 |

精神障害に係る労災請求件数の推移

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 件数 | 1,586 | 1,732 | 1,820 | 2,060 | 2,051 |

脳・心臓疾患に係る支給決定(認定)件数の推移

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 決定件数 | 680 | 664 | 689 | 684 | 665 |
| うち支給 決定件数 | 260 | 253 | 238 | 216 | 194 |

精神障害に係る労災支給決定(認定)件数の推移

| 年度 | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 決定件数 | 1,355 | 1,545 | 1,461 | 1,586 | 1,906 |
| うち支給 決定件数 | 498 | 506 | 465 | 509 | 608 |

精神障害に係る労災請求件数は長期的にみると増加傾向にあり、決定件数も大幅に増加している。

【参考資料】新型コロナウイルス感染症に係る月別労災請求・決定件数

労働者が業務に起因して新型コロナウイルス感染症に感染したものであると認められる場合、労災保険給付の対象になること等を周知している。

令和4年3月31日現在

【令和元年度】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 請求件数 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 決定件数 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち支給件数 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 0 | 0 | 0 | 0 |

【令和2年度】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|
| 請求件数 | 5 | 54 | 370 | 368 | 186 | 356 | 443 | 343 | 526 | 1,075 | 1,939 | 2,807 | 8,472 |
| 決定件数 | 0 | 7 | 48 | 226 | 229 | 221 | 237 | 254 | 328 | 496 | 633 | 2,067 | 4,746 |
| うち支給件数 | 0 | 7 | 48 | 226 | 229 | 221 | 213 | 247 | 325 | 440 | 623 | 1,974 | 4,553 |

【令和3年度】

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | 累計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 請求件数 | 1,949 | 1,569 | 2,172 | 1,783 | 1,141 | 1,519 | 2,046 | 1,801 | 1,041 | 582 | 1,413 | 5,835 | 22,851 | 31,324 |
| 決定件数 | 1,412 | 1,713 | 2,183 | 1,904 | 1,951 | 1,308 | 1,456 | 1,766 | 1,875 | 1,246 | 878 | 1,732 | 19,424 | 24,170 |
| うち支給件数 | 1,397 | 1,699 | 2,172 | 1,888 | 1,938 | 1,303 | 1,447 | 1,751 | 1,843 | 1,234 | 869 | 1,723 | 19,264 | 23,817 |

^{※ 1 「}請求件数」は当該月に請求された事案、「決定件数」は当該月に決定した事案の件数です。

^{※ 2} 本表の内容は、請求事案の調査の進捗を踏まえ変更することがあります。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 概要

第1 趣旨

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等(※)において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該<u>最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定める</u>

※最高裁判所平成30年(受)第1451号、第1452号令和3年5月17日第一小法廷判決、最高裁判所平成31年(受)第495号令和3年5月17日第一小法廷判決、 大阪高等裁判所平成28年(ネ)第987号平成30年8月31日第四民事部判決

第2 対象者(特定石綿被害建設業務労働者等)

石綿にさらされる建設業務【表1】に従事することにより、石綿関連疾病 (※) にかかった労働者又は一人親方等

※石綿関連疾病:中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺(じん肺管理区分が管理2~4)及び良性石綿胸水

| 【表1】 | 期間 | 業務 |
|------|-----------------------|--------------------------|
| | 昭和47年10月1日~昭和50年9月30日 | 石綿の吹付け作業に係る業務 |
| | 昭和50年10月1日~平成16年9月30日 | 一定の屋内作業場で行われた作業 に係る業務 |

第3 給付金の支給等

① 給付金の支給

国は、特定石綿被害建設業務労働者等又はその遺族に対し、【表2】 の額の給付金を支給

(①、③の支給のために計4,000億円程度を要する見込み)

| 【衣2】 |
|------|
|------|

| 1 | 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のない者 | 550万円 |
|---|--|---------|
| 2 | 石綿肺管理2でじん肺法所定の合併症のある者 | 700万円 |
| 3 | 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のない者 | 800万円 |
| 4 | 石綿肺管理3でじん肺法所定の合併症のある者 | 950万円 |
| 5 | 中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん 性胸膜肥厚、石綿肺管理4、良性石綿胸水である者 | 1,150万円 |
| 6 | 上記1及び3により死亡した者 | 1,200万円 |
| 7 | 上記2、4及び5により死亡した者 | 1.300万円 |

② 権利の認定等

厚生労働大臣は、請求に基づき、給付金の支給を受ける権利を認定

- ✔ 短期ばく露、喫煙の習慣を有した者(肺がんにかかったものに限る)に係る減額
- ✔ 請求期限:医師の診断時・管理区分の決定時/死亡時から20年
- ✔ 差押禁止、非課税

③ 追加給付金の支給

症状が悪化した者に対し、追加給付金(【表2】における区分の差額

分)を支給

④ 認定審査会

厚生労働大臣は「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」の審査 の結果に基づき認定

第4 基金の設置等

独立行政法人労働者健康安全機構に、支払に要する費用に充てるために「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、給付金等の支払等の業務を行わせる

- 〇施行期日:令和4年1月19日(基金、認定審査会関係の規定は令和3年12月1日)
- 〇検討条項:国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方